

関与税理士 署名押印 (電話

関与税理士 署 名 押 印 (電話

※令和元年10月1日以後に開始する 事業年度分の申告に使用する場合は、 申告書表中「地方法人特別税」と記載 している部分を「特別法人事業税」に 読み替えてご使用ください。

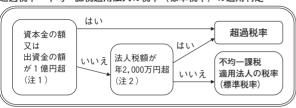
■法人府民税(均等割)

	均等割(年額)
法 人 等 の 区 分	平成13年4月1日以後に
	開始する事業年度
資本金等の額が1千万円以下である法人など(注)	20,000円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下の法人	75,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	260,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	1,080,000円
資本金等の額が50億円を超える法人	1,600,000円

- (注) ①公共法人・公益法人等(地方税法第25条第1項の規定により均等制を課すことができない法人を除きます。)②人格のない社団等(地方税法第24条第6項の規定の適用がある場合に限ります。)③一般社団法人・一般財団法人④資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除きます。)を含みます。
 ※1「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、連結法人については、同条第17号の2に規定する額をいいます。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額(前述の金額から無償増減資等の額を加減算した額)」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。)なお、保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額として地方税法施行令第6条の25の規定により算定した金額をいいます。
 2「資本金等の額」は、事業年度終了の日(ただし、中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。

■法人府民税 (法人税割)

超過税率・不均一課税適用法人の税率(標準税率)の適用判定



税率 (%)					
令	和元年10月 1 日以後に 開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日まで の間に開始する事業年度			
超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)		
2	1	4.2	3.2		

- (注1)
- 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。なお、保険業法に規定する相互会社は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人として判定します。
 法人税額が年2,000万円超であるかどうかは、課税標準となる法人税額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人については分割前の法人税額(申告書第6号様式の[5]欄]に記載すべき額。によって判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる法人税額が算式(2,000万円×事業年度の月数÷12月)により算出した額を 超えるかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。

■法人重要紛

■法人事業祝								
					税率 (%)			
区分	法人の種類	所得等の区分		令和元年10月1日以後に 開始する事業年度		平成28年4月1日から 令和元年9月30日まで の間に開始する事業年度		
				超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	
		所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
所得金額 人格 課税法人	(注1)			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.665	5.3	5.465	5.1
	公 益 法 人 等 人格のない社団等			年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人	7.48	7	7.18	6.7
W. 1. 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.	特別法人 (注1・2)	所得割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
				年400万円を超える所得	5.23	4.9	4.93	4.6
	, , ,		軽減税率不適用法人				<u> </u>	
収入金額 課税法人	電気・ガス供給業、 保険業又は貿易保険 業を行う法人	収入割	収入金額		1.065	1	0.965	0.9
各事業年度末の資本 金の額又は出資金の 額が1億円超の普通 法人(みなし課税法 人、投資法人、特定 目的会社、一般社団	1 1	軽減税率	年400万円以下の所得	0.495	0.4 (注3)	0.395	0.3 (注3)	
	額が1億円超の普通 法人(みなし課税法 人、投資法人、特定	所得割	適用法人	年400万円を超え 年800万円以下の所得	0.835	0.7 (注3)	0.635	0.5 (注3)
				年800万円を超える所得 軽減税率不適用法人	1.18	1 (注3)	0.88	0.7 (注3)
		付加価値割 資本割		付加価値割	1.26		1.26	
				0.525		0.525		

- 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人など地方税法第72条の24の7第5項に規定する法人をいい、普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人をいいます。 特別法人のうち租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する協同組合等については、上記表の税率区分に加えて、所得のうち年10億円を超える金額に係る法人事業税の税率は次のと (注2)
 - おり適用されます。
 - 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分:6.095%(標準税率5.7%) 平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度分:5.895%(標準税率5.5%)
- 大阪府では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税又は特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

1 超過税率・不均一課税適用法人の税率 (標準税率) の適用判定

資本金の額 又は 普通法人 超過税率 出資金の額 はい が1億円超 いいえ 課税法人 (注1) 所得が年5,000万円超 (収入金額課税法人の場合は 不均一課税 特別法人、公益法人等又は 人格のない社団等 収入金額が年4億円超) 適用法人の税率 (注2) (標準税率)



2 軽減税率適用法人・軽減税率不適用法人の該当判定

しいしいえ

- 資本金の額又は出資金の額が1億円超であるかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在の額で判定します。 所得が年5,000万円超又は収入金額が年4億円超であるかどうかは、課税標準となる所得又は収入金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては分割前の所得又 は収入金額)(申告書第6号様式の「診欄」に記載すべき額又は「診欄」に記載すべき額(当該金額に1,000円未満の金額がある場合は、その端数を切り捨てた金額))によって 判定します。なお、事業年度が1年に満たない場合は、課税標準となる所得又は収入金額が算金額(5,000万円(又は4億円)×事業年度の月数÷12月〕により算出した額を超え るかどうかで判定します。この場合の事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数は1月とします。 軽減税率不適用法人に該当するかどうかは、事業年度終了の日(中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)の現況により判定します。
- (注3)

■地方法人特別税

課税標準	法人の種類	税率 (%)		
	(本人の)性類	平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度		
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	414.2		
	外形標準課税適用法人以外の法人	43. 2		
基準法人収入割額		43. 2		

- 税額=基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率 ※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税 (所得割・収入割)
- (注) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、 地方法人特別税は廃止されます。

■特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率(%)
	(広人の)性類	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	260
	外形標準課税適用法人以外の法人(特別法人を除く)	37
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30

税額=基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率

- ※基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税 (所得割・収入割) の税額のことです。
- (注) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、 特別法人事業税は適用されます。